

平成三十年第三回大阪広域水道企業団議会
十一月定例会会議録

平成三十年十一月十六日（金曜日）午後一時開議

議 会 事 務 局 書 記 東 沙 紀

○出席議員

一	井 関 貴 史
二	小 堀 清 次
三	野 里 文 盛
四	京 西 且 哲
五	今 村 正 郎
六	川 西 二 郎
七	奥 谷 正 実
八	中 浜 実 実
九	西 尾 博 道
十	野 村 生 代
十一	篠 原 一 代
十二	竹 田 孝 史
十三	野 口 新 一
十四	高 山 裕 次
十五	末 下 幸 次
十六	奥 山 弘 涉
十七	通 堂 義 弘
十八	土 山 重 樹
十九	出 川 康 二
二十	笹 谷 勇 介
二十一	松 尾 武 一
二十二	島 尾 弘 一
二十三	前 波 艶 子
二十四	北 好 雄
二十五	畑 中 玲 子
二十六	川 嶋 玲 子

○欠席議員

四	吉 川 敏 文
二十一	麻 野 真 吾
二十四	河 部 優

○説明のため出席した者

企 業 長	竹 山 修 身
副 企 業 長	松 本 要 一
技 術 長 兼 事 業 管 理 部 長	藤 谷 光 宏
理 事 兼 經 營 管 理 部 長 兼 総 務 課 長	吉 田 景 司
經 營 管 理 部 副 理 事 兼 企 画 課 長	上 田 伊 宏
經 營 管 理 部 財 務 課 長	横 山 亨
經 營 管 理 部 広 域 連 携 課 長	香 山 慎 治
事 業 管 理 部 副 理 事 兼 計 画 課 長	諸 角 誠
事 業 管 理 部 事 業 推 進 課 長	東 野 宗 丈
事 業 管 理 部 事 業 推 進 課 參 事	林 千 絵
事 業 管 理 部 契 約 檢 査 課 長	浅 川 浩 克
事 業 管 理 部 管 財 課 長	堀 木 英 輝
代 表 監 査 委 員	荻 野 朝 弘
監 査 委 員 事 務 局 長	笠 井 浩 二

○職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	笠 井 浩 二
議 会 事 務 局 書 記	昼 馬 靖 史
議 会 事 務 局 書 記	廣 永 龍 治
議 会 事 務 局 書 記	田 代 晃 浩

○議事日程

- 第一 会議録署名議員の指名
- 第二 会期決定の件
- 第三 諸般の報告

（議員辞職許可の報告）

（当選議員の報告・紹介）

（定期監査結果報告、例月現金出納検査結果報告）

（説明者の通知）

- 第四 当選議員の議席の指定
- 第五 第一号議案 平成二十九年大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分の件

- 第二号議案 平成二十九年大阪広域水道企業団工業用水道事業会計剰余金処分の件

- 第一号報告 平成二十九年大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件

- 第二号報告 平成二十九年大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件

- 第三号報告 平成二十九年決算に基づく資金不足比率報告の件

- 第四号報告 債権放棄報告の件

- 第六 一般質問

○会議に付した事件

議事日程のとおり

午後一時 開会

○土山議長 ただいまより平成三十年十一月定例会を開会いたします。

○土山議長 開議に先立ち、企業長から御挨拶があります。

竹山修身企業長。

(竹山修身企業長登壇)

○竹山企業長 大阪広域水道企業団企業長の竹山でございます。

本日は、平成三十年第三回企業団議会十一月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御多用の中にもかかわらず御出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

まず最初に、本年九月四日から五日にかけて、特に近畿地方に大きな被害をもたらした台風二十一号及び翌六日に発生いたしました平成三十年北海道胆振東部地震などによりお亡くなりになられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。

本年は、六月に発生いたしました大阪北部を震源とする地震のほか、大規模な自然災害が数多く発生しており、その都度、突発的な災害に対する対策の重要性を痛感しているところでございます。

水道事業に携わる者として、災害に強い水道施設の整備を進めるとともに、危機管理体制のさらなる強化に努めてまいります。

さて、本日の定例会に提出いたしました議案は、剰余金処分に係る議決案件二件、平成二十九年度の決算に関する報告三件、債権放棄に関する報告一件でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

平成二十九年四月から企業団が実施しております四

條堰市、太子町、千早赤阪村の水道事業に係る決算につきましては、本議会で初めて報告させていただきますこととなります。詳細は後ほど御説明いたしますが、おむね統合時に想定していた収支見通しに沿った円滑な事業運営を行うことができたと考えているところでございます。

今後とも三水道事業の健全経営を維持しつつ、さらなる事務の効率化や計画的な施設更新を推進するなど、三市町村の住民の皆様へ安全安心で良質な水道サービスを提供していくように努めてまいります。

また、現在協議を進めております七市町との水道事業統合につきましては、六市町は平成三十一年四月から、能勢町は平成三十六年四月からの事業開始に向け、着実に取り組んでいるところでございます。さらに、先日新たに四市町と水道事業の統合に向けての検討協議に関する覚書を締結したところであり、今後とも府域一水道の実現に向けた取り組みをとめることなく加速させてまいります。

議員の皆様方におかれましては、当企業団の事業運営につきまして一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○土山議長

企業長の御挨拶が終わりました。

○土山議長

本日の会議を開きます。

○土山議長

本日の会議を開きます。

○土山議長

本日の会議を開きます。

会議録署名議員は、会議規則第七十八条の規定により、奥山渉議員及び出川康二議員を指名いたします。

○土山議長

日程第二、会期決定の件を議題といたします。

○土山議長

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本一日といたしたいと思います。

すが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○土山議長 御異議なしと認めます。よって、会期は一日と決定いたしました。

○土山議長 日程第三、諸般の報告を議題といたします。

○土山議長 まず、議員辞職許可の報告の件であります。

平成三十年九月二十一日付で中川博議員から辞職願の提出があり、地方自治法第二百六条ただし書きの規定により、同日付でこれを許可いたしましたので、御報告いたします。

○土山議長 次に、当選議員の報告の件であります。

十月十日付で野村守議員が当選されましたので、御報告いたします。

この際、当選議員を御紹介いたします。

野村守議員でございます。

以上で紹介は終わりました。

○土山議長 監査結果の定期監査結果の報告並びに例月現金出納検査結果の報告は、お手元に配付いたしておきましたので、御了承願います。

○土山議長 説明者の通知は、お手元に配付いたしておきましたので、御了承願います。

○土山議長 日程第四、当選議員の議席の指定を行います。

当選議員の議席は、会議規則第三条第一項の規定により、お手元に配付の議席一覧表のとおり指定いたします。

○土山議長 日程第五、議案第一号及び第二号並びに報告第一号から第四号まで、平成二十九年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分の件外五件を一括議題といたします。

議案はお手元に配付いたしておきましたので、御了承願います。

議案につきまして副企業長の説明を求めます。
松本要一副企業長。

(松本要一副企業長登壇)

○松本副企業長 本議案に提出いたしました第一号議案及び第二号議案並びに第一号報告から第四号報告につきまして御説明申し上げます。提出議案の表紙をおめぐりいただき、一ページをごらんください。

第一号議案は、平成二十九年大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分についてでございます。

平成二十九年年度決算における水道事業のうち水道用水供給事業に係る未処分利益剰余金七億九千七百三十三万三千円について、六億四千九百九十九万九千円を減債積立金に、一億五千五百三十三万五千円を水道事業統合促進積立金に積み立て、市町村域水道事業に係る未処分利益剰余金八億三千三百七十七万七千円のうち六億三千二百九十五万六千円について、三億九千七百六十二万二千円を減債積立金に、五千九百四十万円を建設改良積立金に積み立て、一億七千五百九十三万四千円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第三十二条の規定に基づき議決を求めます。

二ページをお開きください。

第二号議案は、平成二十九年大阪広域水道企業団工業用水道事業会計剰余金処分の件でございます。

平成二十九年年度決算における工業用水道事業に係る未処分利益剰余金四十一億八千三百六十二万七千円について、十九億九千九百二十四万九千円を建設改良積立金に積み立て、二十一億八千四百三十七万八千円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第三十二条の規定に基づき議決を求めます。

三ページをごらんください。

第一号報告、平成二十九年大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件及び四ページ、第二号報告、

平成二十九年大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件につきましては、あわせて御説明を申し上げます。

別冊になっております平成二十九年水道事業会計決算書、工業用水道事業会計決算書をごらんください。水道事業会計の決算について御説明を申し上げます。決算書の五ページをお開きください。

まず、水道用水供給事業について御説明申し上げます。事業の概況といたしましては、大阪府内の四十二市町村に対して、年間約五億一千七百六十八万二千立方メートルの水道用水を供給し、単年度で六十九億三千八百四十三万六千円の利益が生じました。また、村野浄水場において、階層系オゾン設備更新工事を実施したほか、施設の整備改良更新事業を行いました。

二十ページ及び二十一ページをお開きください。

水道用水供給事業決算報告書でございます。収益的収入及び支出のうち収入でございますが、事業収益は予算額四百四十二億五千六百三十八万一千円に対し、決算額は四百四十八億九千四百五十三万三千円となっております。

次に、支出でございますが、事業費用は予算額三百八十九億三千六百九十四万五千円に対し、決算額は三百六十四億九百四十五万八千円となっております。

二十二ページ及び二十三ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち収入でございますが、資本的収入は予算額百一億四千八十五万八千円に対し、決算額は九十七億三千七百七十九万五千円となっております。主な内容は、企業債、国庫補助金等、建設受託工事収入などがございます。

次に、支出でございますが、資本的支出は予算額三百九十四億二千九百二十万二千円に対し、決算額は三百五十九億九千八百四十五万二千円となっております。主

な内容は、改良事業及び水源開発事業に係る負担金などに要した建設改良費、企業債償還金などがございます。

二十四ページをお開きください。

水道用水供給事業損益計算書でございます。経常利益は、中段よりやや下にございますように七十八億八千二百四十三万一千円で、特別利益及び特別損失を加減しました当年度純利益は六十九億三千八百四十三万六千円でございます。

これもちまして、前年度繰越欠損金を補填いたしました後の当年度未処分利益剰余金は、最下段にございますように七億九千七百三十三万三千円となっております。

六十三ページをお開きください。

続いて、平成二十九年四月から新たな事業として開始しました四條畷市、太子町、千早赤阪村におけます市町村域水道事業について御説明申し上げます。

四條畷水道事業においては一億四千三百四十三万円、太子水道事業においては一千二百八十四万九千円、千早赤阪水道事業においては一千三十五万六千円の単年度での利益が生じ、市町村域水道事業全体では一億六千六百六十三万五千円の利益が生じました。また、主な事業につきましては、送配水管布設工事を中心に行いました。

七十六ページ及び七十七ページをお開きください。

市町村域水道事業決算報告書でございます。市町村域水道事業全体の収益的収入及び支出のうち収入でございますが、事業収益は予算額十七億七千二百七十六千円に対し、決算額は十七億七千二百八十九万九千円となっております。

次に、支出でございますが、事業費用は予算額十七億五千七百六十九万三千円に対し、決算額は十五億八

千五万八千円となっております。

七十八ページ及び七十九ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち収入でございますが、資本的収入は、予算額二億四千六百七十一千円に対し、決算額は二億三千六百四十四千円となっております。主な内容は、企業債、国庫補助金等及び出資金などでございます。

次に、支出でございますが、資本的支出は予算額七億八千四百八十一万二千円に対し、決算額は六億三千九百三十五万三千円となっております。主な内容は、建設改良費及び企業債償還金でございます。

九十二ページをお開きください。

市町村域水道事業損益計算書でございます。経常利益は、中段よりやや下にございますように一億六千九百六十六千円、特別利益及び特別損益を加減しました当年度純利益は一億六千六百六十三万五千円でございます。これに前年度繰越利益剰余金及びその他未処分利益剰余金変動額を加えた後の当年度未処分利益剰余金は、最下段にございますように八億三千三十万七千円となっております。

水道事業会計の決算説明につきましては以上でございます。

続きまして、工業用水道事業会計について御説明申し上げます。百七十一ページをお開きください。

工業用水道事業報告書でございます。事業の概況といたしましては、平成二十九年度は延べ四百二十九事業所に対して、年間約一億七千二百三十三万立方メートルの工業用水を供給し、単年度で十九億九千九百二十四万九千円の利益が生じました。また、主な事業につきましては、配水施設の整備を中心に行いました。

百八十ページ及び百八十一ページをお開きください。工業用水道事業決算報告書でございます。収益的収

入及び支出のうち収入でございますが、事業収益は予算額八十三億九千五百四十一万五千円に対し、決算額は八十三億八千五百九十六万七千円でございます。

次に、支出でございますが、事業費用は予算額七十二億三千五百八十七千円に対し、決算額は六十二億九千四百五十七千円でございます。

百八十二ページ及び百八十三ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち収入でございますが、資本的収入は、予算額二億一千五百九十四万円に対し、決算額は八千六百二十三千円でございます。主な内容は、工事負担金及び国庫補助金などでございます。

次に、支出でございますが、資本的支出は予算額五十三億三千七百七十六万七千円に対し、決算額は四十二億六千五百二十万円となっております。主な内容は、増補改良事業に要した建設改良費、企業債償還金及び投資などでございます。

次に、百八十四ページをお開きください。

工業用水道事業損益計算書でございます。経常利益は、中段よりやや下にございますとおり十九億二千七百五十七万五千円、これに特別利益を加えました当年度純利益は十九億九千九百二十四万九千円でございます。これに、その他未処分利益剰余金変動額を加えた後の当年度未処分利益剰余金は、最下段にございますように四十一億八千三百六十二万七千円となっております。

工業用水道事業会計の決算説明については以上でございます。

続きまして、提出議案の資料に戻っていただきます。五ページをお開きください。

第三号報告は平成二十九年度決算に基づく資金不足比率報告の件でございます。水道事業会計、工業用水

道事業会計ともに資金不足額はございません。

なお、平成二十九年度決算に対する監査委員意見書及び平成二十九年度決算に基づく資金不足比率審査意見書は別冊としておりますので、よろしくお願い申し上げます。

ページをおめくりいただき、六ページをごらんください。

第四号報告は債権放棄報告の件でございます。本議案は、債権の管理に関する条例の規定により、平成二十九年度中に放棄した債権について報告するものでございます。その内容につきましては、未収となっております。その内容につきましては、未収となっております。その内容につきましては、未収となっております。その内容につきましては、未収となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○土山議長 以上で副企業長の説明は終わりました。

○土山議長 この際、日程第五、議案第一号及び第二号並びに報告第一号から第四号まで、平成二十九年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分の件外五件及び日程第六、一般質問を一括議題といたします。

○土山議長 これより日程第五の諸議案に対する質疑及び日程第六の一般質問を行います。

通告がありますので、指名いたします。

関口ほづみ議員を指名いたします。

関口議員。

(関口ほづみ議員登壇)

○関口議員 千早赤阪村の関口でございます。

通告に基づきまして質問をさせていただきます。十月十日の全員協議会において、議員定数について

の議論が行われました。私ども千早赤阪村では、アンケートについて一応賛同すると回答しておりますが、これは、統合団体に配慮がなされ、今後、大きく変動することがあれば協議するということを前提にしている回答であり、一団体一議席というのが基本であります。

十日の全員協議会では、定数については採決をとらず、議論された中身を報告することとなりました。全員協議会で出された意見は、一団体一議席出すべきだという意見が多くありました。また、三十三名の定数の枠内での配分を変更するという提案もございました。

こうした報告を受けて、十一月六日の全員協議会で企業長より、議員定数について今後の対応を首長間で取りまとめた上で、議会の皆様に改めて御報告したい、こういった旨の挨拶がございました。よって、首長間で協議されるに当たって、改めて一団体一議席ということを協議していただきたいということで質問をいたしましたところでございます。

現在も企業団議会の会議は、企業団議会議員三十三名、未選出団体代表議員十三名を合わせると四十六名の議会となり、十月の議員全員協議会では四十一名が出席しており、議員数が多過ぎて会議運営に支障が出るということはありません。一団体一議席を出せない理由は何か、改めてお伺いをいたします。よろしくお願いたします。

○土山議長 これより答弁を求めます。

竹山修身企業長

(竹山修身企業長登壇)

○竹山企業長 首長間でのご同意につきまして御答弁申し上げます。

昨年度から御協議いただきまして議員定数の首長案は、三団体の統合の際に三議席増を決定した首長会議で、統合による定数増は時代にそぐわない、抜本

的な定数のあり方の検討という強い御指摘があったことを踏まえまして、七団体との統合に当たりまして、効率的に意思決定できる体制を構築するという観点から策定したものであり、その考え方は今も変わっていないところではございません。

企業団議会の皆様には、広域事業を中心とした府内一円で水道事業や工業用水道事業を行っている企業団の議員の皆様として、全体最適を目指した大きな視点で助言、御議論をいただく役割を担っていただきたいと思います。

なお、お示しいたしました首長案は、将来に向かって固定されるというのではなく、多くの統合団体において料金値上げの時期が重なる場合や、統合団体の大幅な増加、とりわけ現在構成団体とはなっております大阪市の参画など大きな事情の変化があった際には、協議を再開して検討を行いたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○土山議長 関口議員。

(関口ほづみ議員登壇)

○関口議員 御答弁をいただきました中で、統合による定数増は時代にそぐわないと、こういう答弁をいただきましたけれども、その理由は具体的ではないと思えます。再度お伺いいたします。会場費用がかかり過ぎるのであれば、会場を大阪府の府議会の委員会室をお借りすることなども検討するべきではないかと思えます。また、議員の報酬が増加するのであれば、議員報酬の削減もしくはなしにして費用弁償のみにするなどか検討すべきではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。よろしくお願いたします。

○土山議長 竹山企業長。

(竹山修身企業長登壇)

○竹山企業長 議員定数の増加を抑制することは、現在の時代の流れであるというふうにご考えております。現

に大阪府内の市町村議会における議員定数の推移を調査いたしましたところ、平成十七年十一月現在と平成二十九年十一月現在を比較いたしますと、府内四十三団体のうち四十団体の議会で定数削減が行われております。したがって、本企业団におきましても、議員定数の議論につきましては、事務局体制同様、効率的な意思決定を重視して、定数抑制の大きな流れを踏まえることが肝要だと考えております。もちろん従前どおり企業団議会では真摯に、かつ丁寧な御議論を重ねてまいりたいと考えております。

また、未選出の市町村議会の皆様の声もしっかりと受けとめなければならぬと、そのように考えております。御理解をお願いしたいと思います。

○土山議長 関口議員。

(関口ほづみ議員登壇)

○関口議員 ありがとうございます。府内市町村議会の議員定数削減が実施されていることは承知しております。しかし、それは一行政区域内においてそれぞれの議員数を削減しており、議員の数がゼロになるということではありません。本企业団議会の定数問題は、そうではなくて、参加できなくなる自治体が生まれるということ、中身が違うと思うのです。人口の多い自治体は複数の議席の枠があり、一方、人口の少ない自治体は議員として参加できなくなる年があります。これは議会制民主主義に反するのではないかと私は思います。いかがでしょうか。

今後、統合団体がふえていく中で、首長案では、統合団体がふえるに伴い統合団体の輪番議席が減っていくことになり、私どものような小さな団体の意見が反映されにくくなることを非常に懸念する次第です。各

団体の意見を反映するためには、議員定数は一団体一議席として、府域一水道の実現に向けて進めていただきたいと強くお願いして、私の質問を終わります。

○土山議長 関口議員の質問が終わりました。

次に、出川康二議員を指名いたします。

出川議員。

(出川康二議員登壇)

○出川議員 二十番、高石市の出川康二でございます。

まず、報告第一号、第二号、平成二十九年年度の用水及び工業用水の決算に関連して質問をさせていただきたいと思います。

平成二十九年年度における企業団の議会の経費は、決算書では、議会と監査委員費が合算されておりまして、単独では出ておりませんので、事前にお聞きしたところ、企業団議会の経費は合計で六百七十四万円、そのほかあるわけですが、その議員報酬で三百六十五万円。このような会場を借りることによる賃借料で二百二万円ですか。合わせて六百七十四万。そのほか速記録等があるわけですが、この財源が一体何なのかということをお尋ねしたいわけでありまして。

広域水道企業団規約の十三条第一項第二号には、財源、支弁する費目を載せておられます。その中で構成団体が負担する、つまり各市町村が税金でこの議会の経費に充当しているということなのか。そうであるならば、今回首長案が提案されている人口を主とした選出区分というのは、それはそれであり得ると思うのですが、一体この議会の運営経費は何で充当されているのか。これを一回目の質問で質問させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○土山議長 これより答弁を求めます。

横山亨財務課長。

(横山亨経営管理部財務課長登壇)

○横山経営管理部財務課長 経営管理部財務課長の横山でございます。

当企業団では、公営企業会計で経理処理を行っておりまして、議会の経費につきましては水道用水供給事業及び市町村域水道事業、工業用水道事業の料金などで賄っているところでございます。

以上でございます。

○土山議長 出川議員。

(出川康二議員登壇)

○出川議員 二回目の質問をさせていただきます。

今御答弁いただいたように、この議会経費も構成団体によるいわゆる公費、税による負担ではなくて、全額水道料金と、こういうことで支出がされておるといふことを確認しておきたいと思うんですね。

私は、先ほど関口議員のほうからも御質問ありましたが、先ほど議員定数については一年前のこの本会議においても一団体一議席に早急にすべきだということをお願いいたしました。それで、この議員定数の問題については、我々議員が首長案をどうかということをおっしゃるんですね。賛成か反対か。これは私ちよつとおかしいと思ってるんですね。そこで、首長案を出される規約上の根拠というんですか、法律上の根拠は何かということをお教えしてほしいわけなんです。

それで、今回の提案については、先ほど申し上げたように高石市は工業用水道枠で一議席与えていただいております。この間、議会に参画を許していただいております。用水供給事業と工業用水事業を合わせた受水量で、市民一人当たりの受水量は、堺市の約四倍あるんです。にもかかわらず今度の案では事業割が廃止されて、この案によると十年で六回しか議会に参画できなくなってしまうと、こういうことになってるんですね。私は去年のときから申し上げておるように、

企業会計でございますので、税は投入されておらないわけでありまして、人口割にするということは、私は合理的ではないということをおもいます。今回も改めて申し上げておきたいと思うんですね。ですから、これについては異論を持つていくわけでございます。

また、今後府域一水道を推進していくという観点からは、事業を統合する団体等も明らかにしていくために、一団体一議席を確保すると。先ほどもありましたように議会経費を削減するのであれば、会場費の二百万を何とかするとか、あるいは議員報酬、費用弁償等も考えていくということで、統合をスムーズに進めていくために私はそのことをお願いしたいわけですが、その法的な根拠等を含めて答弁がありましたらよろしくお願いたします。

○土山議長 竹山修身企業長。

(竹山修身企業長登壇)

○竹山企業長 当企業団のような一部事務組合では、地方自治法上、議会の組織及び議員の選挙方法につきましては、理事者が協議して提案する規約事項とされておりまして、企業団規約で議員の選挙の方法は、構成団体の長が共同して推選することによりこれを行うとされていることから、首長総意で今回の案を策定したものでございます。

次に、一団体一議席の考え方につきましては、先ほど関口議員にもお答えしたところでございますが、昨年度から御協議いただいた議員定数の首長案は、三団体統合の際に三議席増を決定した首長会議で、統合による議員定数増は時代にそぐわない、抜本的な定数のあり方の検討をという強い御指摘を踏まえて、今回効率的に意思決定できる体制を構築するという観点から策定したものでございます。

企業団議会の皆様方には、広域事業を中心とした府

内一円で水道事業や工業用水道事業を行っている企業団の議員として、全体最適を目指した大きな視点で助言や御議論をいただく役割を担っていただきたいと思っております。

議員定数の増加を抑制することは、現在の時代の流れであり、府内の市町村議会においても定数削減が進められております。したがって、本企業団におきましても、議員定数の議論につきましては、事務局体制同様、効率的な意思決定を重視して、経営という観点から十分に議論していくことが大事であるというふうに思っております。もちろん従前どおり企業団議会では真摯に、かつ丁寧な御議論を重ねてまいりたいと考えております。さらに、未選出の市町村議会の議員の皆さんの声もしっかりとお聞きしてまいりたいと思えます。

原資が使用料であるか税であるかという点でございますが、経営という側面から考えてみれば、それは同じだというふうに考えております。

○土山議長 出川議員。

(出川康二議員登壇)

○出川議員 それでは、三回目の発言をさせていただきますと思えます。

要望、意見も含めて申し上げたいと思っておりますので、よろしく願います。

まず、先ほど企業長から首長案を出す根拠を述べていただきましたが、これは理事者が提案する規約で専属事項であるかのように御答弁いただいたんですが、私は全国議長会のほうにちよつと問い合わせをさせていただきますまして、今は絶版になってるらしいんですけども、「一部事務組合のしくみとその運用」という文献を示していただきまして、そのコピーをいただき

ました。これは市町村自治研究会、自治省の中にあつて一九七七年発行の文献らしいんですけども、この中に、例えば規約の変更に関しては、関係地方公共団体の協議によるものとされているが、この場合の協議案は関係地方公共団体のいずれもが提示できる。だから、今四十二団体あるわけでありまして、これのいずれでも提案できるということでありまして、その協議案は関係地方公共団体の議会の議決を経て、その団体の長が代表して協議すると。いわゆる首長会議で協議することになっておるわけでございますね。

それで、問題は、その関係地方公共団体の議決ということなんですけれども、今企業長のほうからは、これは首長の権限だということをお話しいただいたわけでございますが、長なのか、議会にもあるかという点であります。この文獻では、協議を行う地方公共団体の長に専属すると解される、そういう解釈をしてるだけでありまして、例えば協議案を議会が修正する場合には、修正権は議会は持つのかという議論についてはいろいろ議論があると。これについてはね。だけど、この本では修正権はないと解される。いよいよ読んでみても、議会が協議案を議決して、その首長に協議を持ち込んでもらうということはできないとは一言も書いておらないわけでありまして。これは当然のことだと思ふんです。日本は、この地方自治は長と議会の二元代表制であります。チェック・アンド・バランス、議会制民主主義の基本でありまして、今首長さんの会議の中では、到底一団体一議席は認められない、こういう頑迷な立場をとり続けられておるわけでございますが、やはりこの統合を本当に本気で進めたいということであるならば、ここは一度議会の意見も聞いていただいて、柔軟な対応こそが私は今求められていると思つておるわけでございます。

私ども高石市議会においては、私ども今出されている首長案では議席を失うということを先ほど申し上げました。繰り返したじませんが、ですから、この首長案には賛成することができない、反対するということですが、反対しても出てこれなくなるわけでございますね。そういうことであるならば、私は本当に我々議会が一体それでいいのかということをやっぱり検討していかねければならないと思つてゐるんです。ですから私どもは、この地方自治法の規定に基づいて市議会で企業団規約の改正の協議案を議決すべき努力も続けていきたい。そうでないならば、この場で幾ら首長さんにそのことを求めても、一つも解決もしないし、考えもいただいておれないということは、非常に私は残念な思いでございます。

首長と議会が対決するということを私は望んでゐるわけでも何でもないのです。関口議員も言われたように当然の立場だと思ひますし、アンケートによつても大多数の議会がそのことを求めているのではないかということを考えるわけでございます。企業長も大変御苦勞いただいで大変恐縮ではございますが、ぜひ頑迷なる首長を御説得いただいて、私たちのこの声を通りますように、そして大阪府内の一水道が一日も早く実現することができるよう、ぜひとも私どもも努力していきたいと考えておりますので、ぜひそのことを最後に御要望させていただきます、私の発言とさせていただきます。

ありがとうございます。よろしく、企業長、お願いいたします。

○土山議長 竹山企業長。

(竹山修身企業長登壇)

○竹山企業長 御要望ということでございますが、重ねて私から補足させていただきますと思います。

まず、市議会での企業団規約改正の協議案を議決すべく努力していくというふうな御発言がございましたが、地方自治法に定められているとおり、規約改正の提案は理事者側の提案でございます。まさにそういう意味からいまして、度量で解決できない問題ではないかというふうに思っております。

また、工業用水事業などの受水量をお示しいただきました。この問題につきましては、給水量では堺市は高石市の倍を使っているわけでございます。堺市の議員もしっかりと物を申されるのではないかとこのように思います。

最後に、議員御指摘のように議員定数につきましては、決められずに何度も繰り返すことが私たち首長及び議会の総意ではないというの、まさしくそのとおりでございます。そして、府内市町村の約四分の一の水道事業の統合を間近にして、府域一水道に向けてさらなる大きな歩みをやっていくという大事な時期でございます。企業団は、民の力はかりますけれども、公設公営をしっかりと堅持していきたいというふうには、私は信念として持っております。安全安心な水を廉価で安定的に供給するという使命に向けてしっかりと議会の皆様方と四十二市町村の府民の皆さん方とやっていきたいと思っております。決められずにいる姿を見せるのではなく、今こそ企業団として四十二首長、議会、理事者が一丸とならなければならぬというふうに思いますので、ぜひとも今回の案に御協力、御理解をいただきます。ぜひとも今回の案に御協力、御理解をいただきます。以上でございます。

○土山議長 出川議員の質問が終わりました。

以上で通告の質疑及び質問は終了いたしました。

これをもちまして、日程第五の諸議案に対する質疑及び日程第六の一般質問を終結いたします。

○土山議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

なお、再開の時刻は後刻連絡させていただきます。

(午後一時五十分休憩)

(午後一時五十八分再開)

○土山議長 休憩前に引き続き議事を続行いたします。

○土山議長 日程第五の諸議案六件のうち議決不要の報告第三号及び第四号を除く四件に対する討論は通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより日程第五の諸議案につきまして採決に入ります。

議決不要の報告第三号及び第四号を除く議案第一号及び第二号並びに報告第一号及び第二号、平成二十九年大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分の件外三件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

以上の諸議案四件につきまして、可決、認定することにより御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○土山議長 御異議なしと認めます。よって、以上の諸議案四件は、可決、認定することに決定いたしました。

○土山議長 以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成三十年十一月定例会を閉会いたします。

午後一時五十九分 閉会

議 員 奥 山 渉
議 員 出 川 康 二

議 長 土 山 重 樹
副 議 長 通 堂 義 弘